大田原市犯罪被害者等 支援条例逐条解説

大田原市危機管理課地域安全係

目 次

第	1	条	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	条	定	義	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	2
第	3	条	基	本	理	念		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	6
第	4	条	市	の	責	務		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	7
第	5	条	市	民	等	の	責	務		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•			•	8
第	6	条	事	業	者	の	責	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	8
第	7	条	相																														
第	8	条	見																														
第	9	条	安	全	の	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第	10) 条	居	-		-	. –																										
第	11	条	人	材	の	育	成	等		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	12
第	12	2条	市	民	等	及	び	事	業	者	の	理	解	の	増	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
第	13	条	教	育	活	動	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
第	14	条	民																														13
第	15	条	支	援	の	制	限	•	•																								14
第	16	条	委	任	•	•	•	•	•		•																						14
附		則						•			•	•		•					•	•		•	•		•				•			•	14

大田原市犯罪被害者等支援条例

施策の体系

第1条 目的

犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援のために必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう被害の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の

第2条 定義

- ・犯罪等(第1号)・犯罪被害者等(第2号)・市民等(第3号)・事業者(第4号)・再被・犯罪行為(第7号)・民間支援団体(第8号)・関係機関等(第9号)・重傷病(第10号) 再被害(第5号)二次的被害(第6号)

第3条 基本理念

①犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。 ②犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われるべきものでなければならない。 ③犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援等を途切れること

の記事政告者ものと認識、記事政告者もか記事中による政告を支げたとさから行び十記は上台を取り戻りために記録は支援する歴史があるとなく行われなければならない。 ④犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

第4条 市の責務

- ・関係機関等との適切な役割分担 ・犯罪被害者等の支援に関する施策を策
- 定、実施 ・関係機関等との連携及び協力

第5条 市民等の責務

- ・犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者支援の重要性・必要性への理解 ・再被害、二次的被害への十分な配慮 ・市等の犯罪被害者等の支援に関する施 への協力

第6条 事業者の責務

- ・再被害、二次的被害が生じることなく働き続けられるよう配慮する ・市等の犯罪被害者等の支援に関する施策
- ・ 川等の北非板古有等の文仮に関する地界 ・ 体暇取得への配慮、職場環境の整備等の 必要な支援についての配慮

相談体制・情報提供の充実

第7条 相談、情報の提供等

70.25、10.85、10.18、10.18です。 ・総合支援相談窓口を開設し、プライバシーや犯罪被害者等の精神的負担に配慮して相談室を確保し、犯罪被害者等が必要とする支援関係部署 や関係機関への連絡調整を実施し、各種行政手続きを実施するワンストップ支援に向けた取り組みを推進する。

早期回復・生活再建に向けた支援

第8条 見舞金(遺族見舞金・重傷病見舞金)の支給 ・犯罪被害者等が被害後、医療費の自己負担、収入が途絶えて経済的に困窮し、再被害等のおそれから転居の必要性が生じる等、当座の資金を必要としており、犯罪被害者等の様々なニーズを満たし、使途を自由に決定できる支援として、一定の条件を満たす犯罪被害者等に対して見舞金を支給することにより、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減する。

第9条 安全の確保
・犯罪被害者等が加害者からの再被害、第三者からの二次的被害を防止し安全を確保するため、本市、教育委員会、栃木県、栃木県警察、他の地方公共団体、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、婦人相談所、公益社団法人被害者支援センターとちぎ、医療機関等の関係機関と連携して、緊急時の避難先確保や再被害防止に向けて、必要な情報提供及び防犯指導を実施し、配偶者暴力(DV)・ストーカー行為・児童虐待等事案に対して、住民基本台帳の閲覧・交付制限等について、適切に支援措置を実施する。

第10条 居住の安定・自宅が事件現場と ・自宅が事件現場となったケース、加害者から住居を特定されて再被害の危険性がある等の理由で従前の住居に住み続けることが困難が生じることから、公募に拠らず、大田原市営住宅への優先入居を可能とし、栃木県とも連携して、県営住宅の入居に向けた連絡・調整を実施する。

人材の育成

- 第11条 人材の育成等・支援従事者である職員は、犯罪被害者等からの相談を受けた際に、適切な支援を行うため、支援事業の内容及び犯罪被害者等の支援に関する法制度等について理解を深める。・犯罪被害者支援担当者に対する研修会・講演会へ参加し、犯罪被害者等の支援を担う人材育成及び資質の向上を図る。

市民等の理解の増進

第12条 市民等及び事業者の理解の増進

- 第12米 市民寺及び事業者の連序の情趣 ・市民の責務(第5条)、事業者の責務(第6条)を果たすために、犯罪被害者の尊厳を尊重し、地域社会が支援することへの重要性・必要性、二次 的被害を防止することへの重要性について理解の増進を図る。 ・ホームページ、広報おおたわら、公式SNS、よいちメールを活用、チラシ・リーフレットの配布等により、犯罪被害者等の支援に関する情報を発信し、

第13条 教育活動の推進

- 第13年(教育伯別が祖建 ・人権教育及び人権の花運動等により、命の大切さや思いやりの心を養い、豊かな人権意識を身に付ける活動を実施する。 ・児童虐待、配偶者暴力(DV)、ストーカー行為は重大な人権侵害にとどまらず、犯罪行為に当たるという意識を地域社会全体で共有する。 ・スマートフォンの普及により、インターネット上でSNS等を悪用した、特定の個人を誹謗中傷する犯罪行為が散見されることから、偏見・差別意識を解消し、誰もが人権を尊重することで犯罪被害者等に対する正しい理解を深めることに繋げていく。

第14条 民間支援団体への支援

- 第14米 氏間又後は中でルンスは、 ・公益社団法人被害者支援とンターとちぎと連携を図り、犯罪被害者等が置かれている現状や支援の必要性について、市民への理解を促進するため、「犯罪被害者等支援巡回パネル展」を開催し、被害者支援の広報啓発活動を実施する。 ・犯罪被害者等から相談を受けた際に、同団体による支援を希望した場合に、必要な支援が受けられるように、連絡調整を実施する。

その他

第15条 支援の制限・社会通念上、支援

第13米 - 文法のでは、 ・社会通念と、支援を行うことが適切ではないと認められる場合(犯罪を誘発した場合、大田原市暴力団排除条例に定める暴力団員・暴力団員等・ 密接関係者、市長が不適切と判断した場合)、支援を開始する前及び既に支援を行っている場合を問わず、支援を行わないものとする。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第5条の規定に 基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民等及び 事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を 定め、当該支援のために必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再 び平穏な生活を営むことができるよう被害の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが 安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】第1条

誰もが、ある日、思いもよらず犯罪等の被害者やその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は、生命を奪われ、大切な家族を失い、障がいを負う等の直接的被害を受けたことで心身に影響を受け、日常生活を送ることが困難な状況になるほか、経済的な負担や再被害、周囲の無理解又は配慮に欠けた対応や報道機関による過剰な取材等で二次的被害に苦しめられていることも少なくありません。

市民の誰もが安全で安心して暮らすためには、犯罪の予防にとどまらず、犯罪被害者等が受けた被害や再被害・二次的被害からの回復又は経済的な負担の軽減を図ることで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるような支援が必要となります。

このような状況の中で、犯罪被害者等基本法が平成16年に制定され、基本理念と共に、 国、地方公共団体及び国民の責務が定められ、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏 まえて地域の実情に応じた施策を実施してきました。

そして、本県においても、栃木県犯罪被害者等支援条例が令和3年4月に施行され、犯罪被害者等が必要な支援等を途切れることなく、関係機関と連携を図りながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。

本市における条例の制定は、本市としての犯罪被害者等への姿勢を示すばかりではなく、 国や栃木県、栃木県警察、公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の犯罪被害者支援団 体及び関係機関等と相互に連携を図り、社会全体で犯罪被害者等が置かれている状況につ いて理解を深めて、犯罪被害者等を支えていくために必要な施策を総合的に推進していく ための方向性を示す基本条例としての位置付けとなっています。 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。

【解説】第2条

第2条では、条例における用語を定義しています。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

<第1号>

第1号では、「犯罪等」について定めています。

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)第2条第1項では、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」としており、本市の条例もこれに基づいています。

「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為等、刑法その他刑 罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。

「犯罪に準じる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまでは言えないが、それに類似するような同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を与えるような性質を有する行為をいいます。例えば、配偶者暴力(DV)、ストーカー行為、虐待、いじめ、性暴力等が該当します。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

<第2号>

第2号では、「犯罪被害者等」について定めています。

本市の条例では、法第2条第2項で定めがある「犯罪等により害を被った者(犯罪被害者本人)及びその家族又は遺族」に基づいています。

住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、本市に居住している者、市内に在勤・在学する者、旅行者その他の滞在者を含みます。

(3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内で活動する団体 をいう。

<第3号>

第3号では、「市民等」について定めています。

市民等とは、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、やむを得ず、住民基本台帳には記録されていないが、市内の区域内へ現に居住している者を含みます。

また、市内で勤務している者や事業者、市内の学校に通っている児童、生徒及び学生、PTA、自治会、ボランティア団体等を想定しています。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

<第4号>

第4号では、「事業者」について定めています。

事業活動を行う個人は、事業活動に責任を持つ個人事業主や法人をいいます。

法人登記の有無に関わらず、事業活動を行う団体を指し、従業員は市民等に含まれます。

(5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等 の被害をいう。

<第5号>

第5号では、「再被害」について定めています。

犯罪被害者等が当該犯罪の加害者等から被害を受けた後、再び生命、身体、財産等への被害を受けることをいいます。

(6) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、人々の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

<第6号>

第6号では、「二次的被害」について定めています。

犯罪被害者等は、当該犯罪の加害者から受ける直接的な被害(一次被害)のほか、第 三者からの行為による二次的被害を受けるおそれがあります。この二次的被害は、全て の者が被害者へ与えてしまう可能性があります。 犯罪被害者等は、被害を受けた後に、加害者、親族、近隣者、職場関係者、行政及び司法関係者、インターネット利用者からの無理解又は配慮に欠けた言動により、精神的な苦痛や身体への不調を訴えたり、私生活への平穏が脅かされたり、経済的な損失その他の被害を被ったりすることがあります。

二次的被害は犯罪被害者等にとって、被害からの回復又は負担の軽減を図るうえで妨 げになる等、深刻な問題となっています。

犯罪被害者等に対する支援では、二次的被害を生じさせないように、犯罪被害者等と同じ目線で適切に誠実な対応を心掛けることが大切です。

(7) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

< 第 7 号>

第7号では、「犯罪行為」について定めています。

犯罪行為は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 2条第1項(以下、「犯罪被害者給付金支給法」という。)に基づいています。

本市の条例に定める第2条第1項第1号に定めた「犯罪等」では、国内犯・国外犯、 故意犯・過失犯について定めがありませんでした。

本市の条例に定める後述の見舞金の支給対象は、「犯罪行為」による被害によるものに限定しています。

「犯罪行為」は、前記犯罪被害者給付金支給法に基づいていることから、国内犯、日本国外にある日本船舶内、日本国外にある日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為となります。(国外犯は対象外となります。)

「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」とは、生命犯や身体犯をいい、具体的には殺人、強盗殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等致死傷等を指します。

刑法第37条第1項(緊急避難)、第39条第1項(心身喪失)、第41条(責任年齢)については、刑事裁判において処罰されない行為でありますが、犯罪被害者等が原因によるものではないことから支援を実施します。

法令による行為である刑法第35条(正当行為)、第36条第1項(正当防衛)によるものについては、支援の対象外となります。

また、支援を対象とする犯罪行為で、過失による犯罪行為、例えば、過失致死傷罪、 業務上過失致死傷罪等の過失犯による被害や、危険運転致死傷のような故意犯を除く、 交通事故も支援対象には含まれません。

(8) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

<第8号>

第8号では、「民間支援団体」について定めています。

本市では、公益社団法人被害者支援センターとちぎと連携して、被害者支援の重要性を訴える取り組みを行っております。

(9) 関係機関等 国、栃木県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援 団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

< 第 9 号>

第9号では、「関係機関等」について定めています。

関係機関には、国、栃木県、栃木県警察、他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体、その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。このほか、裁判所、検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉協議会、保護司会等を想定しています。

- 10) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又 は疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったこと(当該疾病が精神疾患である場合には、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限る。)。
 - イ 当該被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出 することが困難であると市長が認めたこと。

<第10号>

第10号では、「重傷病」について定めています。

見舞金の支給を受けることができるのは、本市の条例第8条に「犯罪行為により重傷病を負った者」と規定しております。

重傷病については、上記のア、イのいずれにも該当することとしています。

アについては、犯罪行為による負傷又は疾病の療養期間が1月以上であり、精神疾患の場合では、前記1月の療養期間のほか、3日以上労務に服することができない状態であることを示しています。

イについては、犯罪被害者等が当該被害に係る被害届を警察に提出し、これが受理されていることとしています。また、警察に被害届を提出することが困難な場合とは、被害者が意識不明である場合等を想定しています。

本市では、重傷病として認定するために、犯罪行為による負傷若しくは疾病の発症日時、医師又は歯科医師による診断書、警察署への被害届の届出事実の照会結果等を踏まえたうえで判断します。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、 十分に配慮して行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われるべきものでなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を取り戻すために、必要な支援等を途切れることなく行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被 害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

【解説】第3条

第3条では、「基本理念」について定めています。

第1項については、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)第3条第1項に基づいています。

犯罪被害者等は被害直後から心身に様々な影響を受けて、日常生活を送ることが困難な状況になる等、様々な不利益を被っています。

個人の尊厳の理念は憲法第13条で規定されており、犯罪被害者等においても当然に 尊重されるべきものであり、それに相応しい処遇を保障されるべきことを明らかにする 必要があり規定したもので、理念的・宣言的に示すものです。本市における犯罪被害者 等のために取るべき個々の施策を推進するうえで、極めて重要な意義を有しています。

第2項については、法第3条第2項に基づいています。

犯罪被害者等は被害後、心身等への影響を受けるだけでなく、経済的な負担や家族関係への影響が及ぶことで、それまで当たり前に暮らしていた生活が送れなくなる等、様々な困難に直面しています。犯罪被害者等が置かれている状況は個々の事情で差異があり、必要とされている支援内容も異なってきます。

犯罪被害者等への支援では、関係機関との連携のもとで、垣根を越えて、一歩踏み込んだ支援を総合的に実施する必要があります。

また、犯罪被害者等への支援では被害からの回復又は負担の軽減を図るために、支援の過程において二次的被害が生ずることがないように、二次的被害は全ての者が犯罪被害者等へ与えてしまう可能性があるという認識のもとで、犯罪被害者等に対して十分に配慮することが必要となります。

第3項については、法第3条第3項に基づいています。

犯罪被害者等への支援体制は個々の事情に応じて異なっており、時間の経過や生活環境、支援の効果、その他の様々な事情に応じて、心身の状況は常に変化しており、必要な支援が途切れることなく継続的に提供されるような施策を講ずるべきであることを定めました。

第4項については、犯罪被害者等への支援の過程において、再被害、二次的被害が生じることのないように十分配慮し、犯罪被害者に関する個人情報の取り扱いについては十分に配慮することとしています。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るもの とする。

【解説】第4条

第4条では、「市の責務」について定めています。

法第5条では、地方公共団体の責務について定められており、その趣旨を踏まえて、 市の責務を規定したものです。

本市は、市民の生活を生涯に亘って関わっていく最も身近な存在であり、各種保健医療、福祉制度の実施主体です。犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対して、庁内関係各課が連携した体制を構築し、各種支援制度の案内や申請補助等の適切な調整を図ることで、犯罪被害者等への支援を推進していきます。

また、犯罪被害者等が必要としている支援に関する施策は多岐にわたっており、本市だけでは成し得ないことから、国、栃木県、栃木県警察、他の地方公共団体、犯罪被害等支援を行う公共的団体及び民間支援団体、医療機関等の関係機関等と連携、協力していきます。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を孤立させないよう、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】第5条

第5条では、「市民等の責務」について定めています。

法第6条では、国民の責務について定められており、本条においてもその趣旨を踏ま えて規定したものです。

犯罪被害者等は、被害後も再被害や周囲の無理解又は配慮に欠けた対応で、二次的被害に苦しめられることもあります。

地域社会において、犯罪被害者等への温かな理解と支えは必要不可欠であり、市民の 支えがあってこそ、再び平穏な生活を取り戻すことができます。

犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、市民等は、市や関係機関等が 実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するように努めるものとします。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その従業員が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等に対し、就 労の支援その他の必要な支援について、十分に配慮するよう努めるものとする。

【解説】第6条

第6条では、犯罪被害者等の支援における事業者の責務について定めています。

事業者は、犯罪被害者等が被害に遭った後も、再被害や二次的被害が生じることなく働き続けられるように配慮し、また、市や関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するように努めるものとします。

また、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による心身の治療のための通院や刑事裁判手続きへの対応に追われて、仕事を休まざるを得ない事情が生じたり、被害前と同様に働くことができなったりすることから、犯罪被害者等の被害回復のために職場環境を整備する等、必要な支援について配慮するように努めるものとします。

(相談、情報の提供等)

- 第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。
- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助 言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】第7条

第7条では、犯罪被害者等に対する相談及び情報提供等について定めています。 犯罪被害者等は犯罪等に巻き込まれて混乱してしまい、どこへ何を相談したらいいの か分からない状態で途方に暮れていることも少なくありません。

本市では、犯罪被害者等への配慮として、総合政策部危機管理課が総合支援相談窓口を開設します。犯罪被害者等への負担にならないよう配慮するために相談室を確保する等プライバシーに配慮し、犯罪被害者等から寄せられた相談内容を伺います。そして、必要とする支援に関係する部署へ取り次ぎ、必要な各種申請手続きをスムーズに行う等、犯罪被害者等を支援していきます。

また、犯罪被害者等から相談を受けた場合、実施可能な各種支援制度の案内を説明するほか、国、栃木県、栃木県警察、栃木県弁護士会、法テラス、公益社団法人被害者支援センターとちぎ、とちぎ性暴力被害者サポートセンター等の犯罪被害者等支援団体、医療機関等の専門機関等との連絡調整の窓口となり、犯罪被害者等が必要としている情報の提供及び助言を行います。

さらに、本市以外の者で、市内で犯罪等の被害に遭った場合においても、総合支援相談窓口において対応します。相談者の住民登録のある地方公共団体へ繋ぐことで、情報提供と支援等についての連絡及び確認を行います。

(見舞金の支給)

- 第8条 市は、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、遺族見舞金及び重傷病見舞金(以下「見舞金」という。)を支給するものとする。
- 2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当 該各号に定める者とする。
- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者(当該犯罪行為が行われた時において、市民(本市の住民基本台帳に記録されていた者その他規則で定める者をいう。次号において同じ。)であった者に限る。)の遺族として規則で定める者
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。)

- 3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円
- 4 前3項に掲げるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】第8条

第8条では、「見舞金の支給」について定めています。

犯罪被害者等への経済的な支援としては、国の制度で「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(以下、「犯罪被害者給付金支給法」という。)で定めた犯罪被害者等給付金制度があります。国の犯罪被害者等給付制度は、申請から裁定、支給までの期間に、約半年以上要しています。

犯罪被害者等は、犯罪等で生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われる等で、身体的精神的被害及び経済的な被害に遭っています。また、医療費の自己負担や収入が途絶えることで経済的に困窮することも少なくありません。自宅が事件現場になる場合や、加害者からの再被害を防ぐために転居する必要性が生じる場合もあります。

犯罪被害者等は事情こそ異なりますが、当座の資金を必要としている状況を鑑みて、犯罪被害者等の様々なニーズを満たし、使途を自由に決定できる支援として、一定の条件を満たす犯罪被害者等に対し、市から遺族見舞金・重傷病見舞金を支給することで、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するものです。

遺族見舞金は30万円とし、支給対象者は、犯罪被害者等が以下の①~③の要件の全てに該当し、かつ支給を受ける者が④に該当する場合に支給します。

- ① 本条例第2条第1項第7号で定める犯罪行為により死亡した者であること。
- ② 1の犯罪行為が行われたときに、大田原市民であった者であること。
- ③ 市民とは、本市の住民基本台帳に記録されていた者その他規則で定める者であること。
- ④ 上記①~③の全てに該当する者の遺族として、規則に定める者であること。 (大田原市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条参照)

重傷見舞金は10万円とし、支給対象者は、次の①、②のいずれにも該当する場合に支給します。

- ① 犯罪行為等により、本条例第2条第1項第10号で定める重傷病を負った者であること。
- ② 当該犯罪行為が行われたときに、大田原市民であった者であること。

見舞金の支給対象となる市民について、規則第2条では、住民基本台帳に記録されている者のほか、東日本大震災による震災避難者、配偶者暴力(DV)、ストーカー被害者、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待を受けている者、法令に定めはないものの、本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれがある者、その他市長が特別な理由があると認めた者を対象としています。外国籍の方は、本市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

(安全の確保)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】第9条

第9条では、「安全の確保」について定めています。

犯罪被害者等への加害者からの再被害、第三者からの行為による二次的被害を防止 し、犯罪被害者等の安全を確保するために、本市、教育委員会、栃木県、栃木県警 察、他の地方公共団体、児童相談所、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域 ネットワーク)、婦人相談所、公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の犯罪被害 者支援団体、医療機関等の関係機関等と連携して取り組み、緊急時の避難先の確保や 再被害防止に向けて、必要な情報提供や防犯指導等を行います。

配偶者暴力(DV)、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為に対し、 犯罪被害者等を保護するために住民基本台帳の閲覧・交付制限等の支援措置を適切に 実施します。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の 居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を講ずるも のとする。

【解説】第10条

第10条では、「居住の安定」について定めています。

犯罪被害者等は自宅が事件現場になったり、加害者から住居を特定されて再被害の 危機に晒されている等の理由で、従前の住居に住み続けることに困難が生じることが あります。

本市では、犯罪被害者等支援条例の制定にあたって、大田原市営住宅管理条例施行規則を一部改正し、公募によらず、市営住宅への入居を可能とする配慮を講じて、犯

罪被害者等の居住の安定を図ります。

また、県営住宅においても、犯罪被害者等への優遇措置を実施していることから、 栃木県とも連携して、県営住宅の入居に向けた連絡・調整を実施します。

(人材の育成等)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】第11条

第11条では、「人材の育成等」について定めています。

犯罪被害者支援では、犯罪被害者等が置かれている状況や日頃から心掛けておくことを知り、支援の重要性を理解する必要があります。

犯罪被害者等からの相談を受けた際に、適切な支援を行うためには、庁内の関係各 課が提供する支援事業のみならず、栃木県等の関係機関が実施する様々な支援事業の 内容、犯罪被害者支援に資する法制度について把握しておくことが必要になります。

そこで、支援従事者である職員は、栃木県及び公益社団法人被害者支援センターと ちぎ等の犯罪被害者支援団体が開催する研修会や講演会等に参加することで、犯罪被 害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上に努めていきます。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解の増進のため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】第12条

第12条では、「市民等及び事業者の理解の増進」について定めています。

市民等の責務(本条第5条)及び事業者の責務(本条第6条)を果たすためには、 犯罪被害者等が、心身に影響をうけて日常生活を送ることが困難になるほどの不利益 を被っており、周囲の支援を必要としていることを理解してもらうことが重要です。 また、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、地域社会が支援することへの重要性や、再被害 や二次的被害を防止することへの重要性も、理解を深めてもらう必要があります。

本市では、ホームページや広報おおたわら、公式SNS、よいちメールを活用し、 チラシ及びリーフレット等の配布等、様々な機会を利用することで、犯罪被害者等の 支援に関する情報を発信して、広報啓発活動を実施します。

(教育活動の推進)

第13条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

【解説】第13条

第13条では、「教育活動の推進」について定めています。

市内小中学校においては、「人権教育」及び「人権の花」運動により、命の大切さや思いやりの心を養い豊かな人権意識を身につける活動を行っています。

児童虐待や配偶者暴力(DV)、ストーカー行為等は、重大な人権侵害にとどまらず、犯罪に当たる行為であるという認識を地域社会全体で共有することで、暴力を許さない社会的意識の醸成を図っていくことが必要になっています。

また、近年、スマートフォンが広く様々な世代に普及している現況から、インターネットを通じて、SNS等を悪用した特定の個人を誹謗中傷する悪質な犯罪行為が散見されます。

こうした偏見や差別を解消するためにも、誰もがお互いの人権を尊重し、共に支え合う社会の一員である自覚を促すことにより、犯罪被害者等に対する正しい理解を 深めることに繋げていくように推進します。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の 必要な支援を行うものとする。

【解説】第14条

第14条では、「民間支援団体への支援」について定めています。

本市では、公益社団法人被害者支援センターとちぎと連携を図り、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性について、市民への理解を促進するために、「犯罪被害者等支援巡回パネル展」を本庁舎展望室で開催し、被害者支援の広報啓発活動を共に行っております。

また、総合支援相談窓口の担当者等が、犯罪被害者等からの相談を受けた際に、被害者支援センターとちぎ等の犯罪被害者支援団体による支援を希望とした場合に、必要な支援を受けられるように、犯罪被害者等が同意した範囲内で情報提供を行うことで連絡調整を実施します。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないことができる。

【解説】第15条

第15条では、「支援の制限」について定めています。

ここでは、本市が犯罪被害者等に対する支援を開始する前及び、既に支援を行っている場合を問わず、社会通念上、支援を行うことが適切ではないと認められる場合には、支援を行わないものとします。

犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合とは、犯罪被害者等によって、加害者に対して、当該犯罪を教唆(他人をそそのかして、犯罪実行の決意を生じさせる行為)し、 又は、ほう助(実行行為以外の行為で、正犯の実行行為を容易にする行為)が行われた場合を想定しています。

また、犯罪被害者等が、大田原市暴力団排除条例に定める「暴力団員」、「暴力団員等」又は「密接関係者」に該当するものと認められた場合も、支援を行わないものとします。

このほか、犯罪被害者等に対する支援で、市長が不適切と判断したケースでは支援 を行わないものとします。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

【解説】第16条

第16条では、「委任」について定めています。

ここでは、本条例に規定されている事項のほかに、施行にあたって必要な事項がある場合に、規則を別に定めることとしています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者について適用する。

【解説】附則

本条例の施行は、令和4年4月1日からとします。

本条例の第8条にある見舞金の支給に関する規定は、条例の施行の日以降に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族、又は重傷病を負った者について適用されます。